

## 予算・決算分析に関する用語解説

予算や決算分析に関する用語について、主なものの事例を用いながら解説します。参考にしてください。

なお、総務省ホームページに、さらに詳しい解説が掲載されています。

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/hakusyo/chihou/r06data/2024data/mokuji.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/r06data/2024data/mokuji.html)



### 1 会計区分に関する用語

項目	説明
○一般会計	福祉、教育、警察等の県行政の基本的な経費（歳出）と、県税、地方交付税等の基本的な財源（歳入）からなる会計。「栃木県の予算」という場合には、一般会計を指すことが多い。
○特別会計	一般会計に対し、特定の歳入歳出を区分して別個の処理をする会計であり、栃木県の場合は公債管理、県営林事業、林業・木材産業改善資金貸付事業、地方独立行政法人県立病院貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、心身障害者扶養共済事業、国民健康保険、中小企業高度化等資金貸付事業、就農支援資金貸付事業が該当。
○公営事業会計	地方公共団体の経営する公営事業の歳入歳出を区分して別個の処理をする会計であり、栃木県の場合は、電気事業、水道事業、工業用水道事業、用地造成事業、施設管理事業、流域下水道事業が該当。
○普通会計	地方公共団体における一般会計と特別会計（一部を除く）の合計（栃木県の場合は、一般会計と上記9特別会計から地方独立行政法人県立病院貸付金と国民健康保険を除く7特別会計）で、会計間での収入支出など重複する項目を除いたものをいう。個々の地方自治体ごとに各会計の範囲が異なっているため、地方財政統計において統一的に用いられる会計区分。

### 2 決算分析に関する用語

項目	説明
○自主財源	県税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金など県が自主的に収入することのできる財源。
○依存財源	地方譲与税、地方交付税、国庫支出金など国から交付される収入や、資金調達のために借入れをする県債。
○一般財源	県税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税など使途が特定されていない財源。
○特定財源	使用料及び手数料、分担金及び負担金、諸収入など使途が特定されている財源。
○形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額。

項 目	説 明
○実質収支	形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額で、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額（繰越金）のこと。地方財政法の規定によって、実質収支の1/2以上を翌々年度までに積み立てなければならないこととされている。
○単年度収支	当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。
○実質単年度収支	単年度収支に、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額など）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。
○人件費	職員給、特別職給与、議員報酬、各種委員報酬や退職金など。
○物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費の総称で、行政活動に伴う消耗品購入費、光熱水費、各種委託料など。
○維持補修費	庁舎や県立学校などの施設等の補修や、道路等のインフラの保全に要する経費。
○扶助費	社会保障制度の一環として各種法令に基づいて地方公共団体が実施する福祉や医療費公費負担に係る経費（児童扶養手当費、指定難病等医療費など）。
○補助費等	市町や法人等に対して交付するもので、ゴルフ場利用税交付金など市町に対する交付金や、私立学校の振興のための助成、第3子以降の保育料免除のため助成など（目的、根拠、対象によって多種多様）。
○投資的経費	道路、河川、公園、学校、公営住宅等の社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費（補助事業費、単独事業費、国直轄事業負担金など）、災害復旧事業費などに分類される。
○公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の返済金や利子など。
○医療福祉関係経費	こども医療、後期高齢者医療、介護保険、国民健康保険、子どものための教育・保育給付、生活保護などに係る経費の総称。栃木県独自の分類。
○経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充てられた一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。
○標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等（地方税、地方譲与税等の理論上標準的な収入見込額）に普通交付税と臨時財政対策債を加算した額をいう。

### 3 歳入・歳出に関する用語

項目	説明
○国庫支出金	国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等のこと。
○財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。 なお、栃木県の場合は、財政調整基金、県債管理基金、県有施設整備基金、社会福祉施設整備基金を総称して、財政調整的基金としている。
○地方消費税	消費税と同様、資産の譲渡や役務の提供などの国内取引と、外国貨物を保税地域から引き取る輸入取引に課税されるもので、前者の国内取引に課されるものを「譲渡割」、後者の輸入取引に課されるものを「貨物割」という。消費税率10%のうち、国の消費税率は7.8%、地方消費税率は2.2%である。
○地方消費税清算金	地方消費税として各都道府県に納付された税収について、各都道府県間において「消費に相当する額」（清算基準）に応じて清算（※）を行うための収入支出のこと（各都道府県からの収入を清算金収入、各都道府県への支出を清算金支出という）。 ※地方消費税は、一旦は、本店が所在する課税地の都道府県の税収となるが、実際に消費が行われた本来の課税地の都道府県に帰属させる必要があるため、都道府県間で清算を行う仕組みを設けている。
○地方譲与税	本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方公共団体に対して譲与するもの。現在、栃木県に譲与されるものとしては、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別法人事業譲与税、森林環境譲与税がある。
○特別法人事業譲与税	令和元年度税制改正において、地方法人課税における税源の偏在を是正するため、法人事業税の一部を分離して導入されたもの。地方法人特別税廃止による復元後の法人事業税の所得割・収入割の標準税率を引き下げることによって法人事業税の一部を分離し、国税である特別法人事業税を創設、これを各都道府県に再分配することで、地方間の税収偏在を是正している。
○地方交付税	普通交付税と特別交付税の合計額。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として国から交付されるもので、特別交付税は、災害等特別の事情に応じて交付されるもの。総額は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額であり、普通交付税は、交付総額の94%、特別交付税は6%とされている。
○地方特例交付金	住宅借入金等特別税額控除や自動車税環境性能割等の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために国から交付されるもの。
○臨時財政対策債	国が地方公共団体に配分する普通交付税の財源が足りないため、その不足する金額を補う目的で、一旦、地方公共団体が国に代わって借入れをしてまかなう地方債。返済する際の財源は、全額地方交付税で補てんすることとされている。
○減収補てん債	地方税の収入額が国の定めた標準的な収入額を下回る場合、その減収を補うために借り入れる特別な地方債。
○債務負担行為	複数年にわたる契約や、後年度の支出が確実なものについて、予算において、期間、限度額などを定めておくもの。